

「国民経済との関連よりみたる国債制度」 (八)

池 田 浩 太 郎

八、誤れる純所得理論

「租税は純所得によって調達されると一般にいわれている」。すなわち、租税はあらたに生産された財貨のうち、従来の経済状態を同等に維持する上には必要でない部分、したがって獲得者が自由に使うことができ、大體享受財として消費される部分によって調達されるのである、と。かかる見解は、国民経済はおなじ状態をつづける機械的存続物であり、この状態ではおなじ要素の存在は年々おなじ成果をうみ、またうむべきであるという誤解にもとづいている。いわば経済の目的は従来よりの入用、したがって必然的となってしまうている入用の生産と、純所得として任意に使用しうる剰余の生産とに二分されているのである。

このような見方は人間の本性からしても、また現実生活の経験の上からも基礎づけるものではない。むしろすべての経済の目的、あるいは動機としてはいずれにおいても人間的入用の充足のためのひとつの努力がみとめ

られる。既述のようにかかる入用は必然的にたえず進歩するものである。かくて進歩することこそ国民経済の根本原理と考へるべきであらう。

人間として端緒の自然的素朴な状態を脱せしめたもの、ついで人間の労働力の結合と資本形成とに漸次かりたつたもの、また素朴なる原始よりさまざまな中間段階をへて今日の教養の状態および自然を支配する今日の状態を達成せしめたもの、これらは人間自身のうちに内在する状況改善への衝動、人間的入用と欲望とを一層完全に充足しようとする衝動なのである。それぞれの時期にあらたに生産されたすべての財貨はかかる目的をもっている。これら財貨はこの目的のためにただちに消費されることもあるし、あるいはまた他の方法でこの目的に役立つこともある。したがって後者の場合には後になって直接享受されることになるであらう。

財貨の一部は必要なる入用の充足のための部分、すなわち、経済の維持整備のための部分に使われ、したがってその部分の財貨使用に関しては人間の自由なる決定から外さるべきものであり、他方、財貨の他の一部は自由なる決定に任してもよいという考え方は全く恣意的である。その使用方法はすでに存在していた資本の使用法ほどには影響がおおきくはないが、同様のことはいうまでもなく、この考え方にともづく純所得の概念にもあてはまる。かくて租税の課徴によつて資本が無にされることはその本質的なことでもないが公債として資本を課徴することは無条件的に経済を攪乱させるように作用するものである、という考えは恣意的ということになるであらう。

あらたに生産されたすべての財貨はひとまず可処分資本となる。すべてのものは入用の直接的あるいは間接的充足というおなじ目的をめざしてつくられたものである。したがってこれらはつとに資本たるべき使命をもつて

おり、かかるものとしてつとに觀察すべきものであつた。これらのうちの部分を取りさつたとしても、それはすでに存在していた資本の場合とおなじく資本を無にすることになる。われわれはすでに資本学説(本書、三七ページと四六ページ)のなかで亜麻布をつくらうとする農夫の例をあげておいた。もし彼から彼の所得を形成する亜麻を租税として第一年に取りさるならば、これは彼の本来の所得の一部(すなわち、直接消費のための一定財貨)を彼から取りさつたのではなくて、むしろ彼から次年度に糸をつむぎ第三年度に亜麻布を織らうとする資本をとりさつてしまふことになるであらう。

そもそもすべての経済は、不断につづくものである。これはとどまることをしらない有効なる諸力の成果である。すなわち、その活動を通じて自然物を変形させる人間の衝動および余すところなく作用する自然力の成果なのである。経済期間(Wirtschaftsperiode)の考え方はそれゆえかなり恣意的なものであり、人間の想像の便宜さのためにまた論理的秩序のためにのみゆるさるべきものであらう。したがってただこの目的にのみ限定すべきことになる。なんとすれば経済期間の仮定は現実には決して相応しないからである。経済期間の仮定の上で議論を構築しようとするや否や、その仮定は事物の自然的経過への恣意的破壊となり、ここから必然的に誤謬が生ずることになる。

もちろん前述した経済期間の仮定の上にたつ純所得の理論も事情はおなじである。純所得は経済期間なしでは考えられないからである。すなわち、純所得は一期間に達成された生産物の総価値から、同時期に消費された生産費総額——これには生産者の身分に応じた生活(費)さえも入る——を差引いたものである。¹⁾国民経済において永続的に生産されたいわゆる剰余価値(Wertüberschuss)は——資本とよばれる既存の財貨量がそうでないのと

国民経済との関連よりみたる国債制度 (八)

おなじく——ある任意な非生産的な消費をなすよう決定されているのではない。剰余価値は資本と全くおなじ使命をもつ。すなわち、人間労働の永続的作用の下で人間的入用のますます完全なる充足を可能にさせうる財貨に転換してゆく。そしてついで人間的入用充足目的に消費されるのである。あらたに成立した財貨は既存のものと同合してひとつの同質的量をなす。これはそれにつづく国民の労働の基礎をなすべき使命をもつのである。あらたに成立した財貨は国民がこの財貨に関していかなる形でこれを財貨生産に共働させようとするかの選択を、また国民の自由にまかしているという点にのみ長所をもつのみである。これに関する決定はこの財貨が最大の利益をうむ方法はなんであるかについての計算の結果である。もしその財貨が個別経済に使用される場合により大なる価値をうむとすれば、国民資本のためにこれを取りたてることは損失となる。この場合その財貨が以前純所得であったか、あるいはすでに資本となっていたものであるかはまったくどうでもよいことなのである。

1) 参照、ラウ、経済学、第七一節および第二四五節。ロツシャー、体系、第一卷、二六一ページ。およびロツツ、前掲書、第三卷、一七六ページ。アダム・スミスの場合とおなじようにかかる純所得は全然任意に使用しうるものであり(ラウ)、資本(基幹財産)を減ずることなしに使用しうるものである(ロツシャー)という見解がこれら著作のいたるところでみうけられる。スミスの第五篇(独訳、第四卷)を注意ぶかく読むと、スミスの場合には純所得の概念は「レント」、とくに土地地代と一致するものではないがこれらと本質的に関連していることがわかる。いうまでもなくレント取得者はすべての臨時的経費をただ彼の所得を形成している(一般に固定している)レントで調達することができる。そうしなければ彼は自己の資本を喰いつぶし、これによって彼の将来の状態を悪化させるにちがいないからである。しかしスミスの誤りはレント取得者自体を例にとつたことであろう。なぜならばたんなるレント取得者は本来的に経済を営むものではなく、たんに他の人々が彼にかわつて彼の資本や土地をつかつて経済をいとなみ、彼に生産

物の一部を引きわたすものだからである。それぞれのノーマルな経済があたえる剰余価値を他の者は彼の労働の生産物として受けとるのである。しかしレント取得者は労働をおこなわないために、すなわち、経済活動をなしえないがゆえにいかなる新価値をも入手しえないのである。

スミスのかかる見解の全部は主として彼の政府経済に関する誤った見解にもとづいている。もしそもそも国家を非生産的なものとみ、国家経済を価値の破壊とみなすならば、もちろん国家経済の諸費用は年々獲得される純剰余価値、すなわち、所得からのみ獲得されるのである。しからざる場合には資本およびこれとともに全国民経済の生産は永続的に減少し、かくて徐々に無に帰してしまわずにはいられないからである。この限りでは租税は所得から調達されるといえるであろう。しかし本書の叙述にしたがえば租税は年々生産される次のような可処分資本の一部である。すなわち、総体経済による一層の変形によって、ただこの方法によってのみ獲得しうる財貨に変化させる目的をもってうみだされた可処分資本である。この財貨生産は他のすべての財貨生産とおなじく経済の目的にかなっている。したがってたとえば天候にたいする肉体の保持のために生産された財貨を不可欠の生計の一部として経済の生産費として算入し、これに反して労働力保持と個人的自由の保護のために生産された財貨を「純所得」としてこれに対置させようとするのはあきらかにゆるしがたいのである。

いうまでもなく、公債は国民経済の資本によつて調達されるだろう、そしてこれは生産を弱め国民の経済状態を悪化させるだろうというスミス学説の他の半面もおなじく不正確である。¹⁾この主張には従来の資本概念の不充分性と欠陥とがもっとも明瞭に現われている。もしこの主張がさしあたり、公債のための貢納が一般に巨額にわたり、租税はこれに反して小部分づつ給付されるということ、また日常生活において利子付ですぐに貸しうるがゆ

国民経済との関連よりみたる国債制度 (イ)

えに公債のための巨額な貢納を資本と呼びなれていくということ、しかし租税は通常資本と見るには小さすぎるので資本とみないということから生じたのでなければ、おおいなる思い違いであろう。公債によって国民経済から取られる資本をさしあたりいずこに求めるべきであろうか。あきらかにまず生産に利用された既存の資本があげられる。²⁾なぜならばこの場合にのみ資本の取りざりが従来の生産上に不利益な作用をおよぼしうるからである。さてしかし固定資本はあきらかに移転できない。しかもこれは資本の最大かつもっとも本質的部分をなすのである。流動資本は大部分すでにその転形のかなりすすんだ段階にあって特殊の財貨形態をなしている。それゆえこれは個別経済の特殊目的のために適合的であり、もはや総体経済のために使われえないものである。したがってまさにまず土地より取れたばかりか、あるいはあまり変形されておらずいまだ可処分資本として存在しており、いまだもともと個別経済の資本では全然ないような資本部分のみが総体経済の内に移行しうるのである。なんとすればそのもっとも合目的な使用についてはまだこれから決定しうるし、また決定すべきだからである。³⁾

- 1) 主なる欠点はここでもまたある種の近視眼性である。すなわち、それはただ手近な現象のみしかみておらず、その真の本質について問はないのである。租税はすでに昔から存在した。そこで世間は租税になれそれになにか不可避的なものとみなしている。これに反し公債はあたらしい現象である。これはあきらかに租税のように登場したのではない。むしろそのたびごとの裁量によつたのである。かくてそれがあたかもさけうるかのごとき印象をあたえたといえよう。

- 2) スミスは前掲書、四三三ページで次のようにいつている。「これに反しもし公共経費が起債によつて充足されるならば——その公債のためには恒常的利子をきめなければならぬが——毎年すでに一国にあった資本を無にするであら

う。すなわち、これは一国の年々の生産物への分け前取得となる。この分け前取得は、すなわち、あらかじめ生産物をうみだすための労働の生計に使われていたものを、これをうみださないものに移転させることになる」と。

3) 本書、五四ページおよび五五ページ参照。

しかしながらかかる処分可能なあらたなる資本は、すべての経済の究極目的に応じて通例、不断の財貨消費によって国民経済の流動資本に生じた穴をふさぐべく決められ、しかもその余剰をもって一般資本を増大させるべく定められている。しかし特定の状況下にあつては新可処分資本のかかる使用方法は全く非合目的でありうる。

すなわち、もし財貨入用の減少のゆえか、あるいは総体経済の優勢なる財貨の入用のために個別経済が資本にたいするなんらの入用をも感じない場合、かくてしかもなお個別経済に使用されてしまった財貨がその資本特性を失ったかあるいは資本特性を獲得しえない場合である。もしかかる場合にこの可処分資本が公債の形で総体経済にあたえられるならば、財貨の所有者は次のような確信をもっていたことになる。すなわち、可処分資本は個別経済での使用の場合よりもより大なる価値をうみだすのに役立つことになるであろう、と。¹⁾ 借手の国家もまた同様の見解であった。かくて両見解はただしいものとして受けとられねばならないであろう。なぜならば何人も一財の価値をその財を他の財と交換する他の人よりも、よりただしく判断したというような不遜な考えをおこしてはならないからである。これによって関与している両当事者たちの意見を決定し、同時にこれを根拠としてこれらの考えをのべるところの外面的標識は利子率なのである。

1) これは信用業務としての公債の性格からして必然的に生ずるものである。既述のように「移転の自由意志性」は信用の基本をなすからである。本書、二七ページを参照。

国民経済との関連よりみたる国債制度 (A)

かかる方法で総体経済に導入された可処分資本はあきらかに個別経済で使用しえないものである。すなわち、それは個別経済の拡大をおこしえないばかりでなく、おそらくは従来の経営の全範囲における継続さえもできないであろう。換言すればその資本は個別経済における直接の入用充足手段のより大なる量、あるいは同量をさえも生産しえないであろう。このことは資本の取りさりに根拠をもつのではない。むしろ今特別の時期的環境のためにかかる直接的入用充足手段にはよりすぐれない入用しか存在せず、しかも他の財貨や他の資本使用が今より大なる価値を要求しているというより一般的な状態のうちはその根拠をもつのである。従来の種類の財貨生産のための可処分資本の個別経済における使用はそれゆえ無用となり資本は失われることになる。

たとえばもし危険な戦争が勃発したとすれば、さしあたりあたらしい奢侈的入用の充足は考慮されないのみでなく、従来の奢侈的入用の充足さえも考慮されないことがままあるであろう。むしろ既存の財貨の維持保護のため的手段が案出されねばならないであろう。たとえば高価な絹布のおおがかりな生産の継続やあるいは生産増加さえも賢明ではないであろう。もし万一こうなったならば生産者はおおきな損失を蒙ることになる。それゆえこれは中止されるかあるいはすくなくとも減少されるであろう。そして絹製品工場主のもとで可処分となった資本は通常の場合にはこの工業に再投資されることになるが、この場合には公債として政府に引きわたされる。これは軍服のための布地その他の購入、あるいはおなじことであるが生産のために使用されるであろう。馬車工業の資本投下もおなじく減少し、そのかわりに弾薬車、輸送車などが生産されるようになる。奢侈のための馬の飼育は中止される。しかしてその資本は軍馬の飼育などに向けられるであろう。

すべてのかかる変化、した資本投下はその時点におけるもっとも価値おおい財貨、すなわち、外敵から保護、あ

るいはそもそもすではじまっている戦争の勝利ある遂行をうみだすのに役立つのである。かくて変化した資本投下の形でつき込まれた財貨は事実その資本特性を主張するであろう。なぜならばその財貨は完全なる入用およびそれゆえこれえの需要が存在するからしてその財貨の価値を保持するようなある財貨に変形させられるからである。

もしかかる財貨が以前に行なわれていた絹布や奢侈用馬車などの工業に投下されていたとしたならば、それら財貨はその価値を完全には維持しないような財貨に、そこではおそらくは価値を完全になくしてしまうであろう。ような財貨に変形したことになるであろう。なぜならばかかる財貨には入用はなく、それゆえに有効需要ではないから、その価格は生産費をはるかに下まわりうるからである。

したがって後者の場合、すなわち、個別経済に投下した場合には資本自体は無になってしまうであろう。その他の場合、すなわち、総体経済への移転の場合には資本が役に立つから資本は維持される。かくて理性ある人は誰でも総体経済への投下をえらぶことになる。よりすくない価値しか目下もたぬ財貨を生産する産業へは若干すくない可処分資本が投下されることになるであろう。さて、しかし国家がかかる可処分資本を手に入れる手段である公債はその可処分資本を国民経済の資本から引きぬいたといつてよいであろうか。答えは否である。可処分資本はまだ個別経済の資本とはなっていないからである。

九、公債は資本を破壊するか

かくして公債制度は資本を破壊する、というたいていの著作家たちにみられる見解が同時に消えうせることになり¹⁾。われわれがいま批判した誤った資本理解を別としても、この見解はとくに総体経済が使った財貨のすべては

國民經濟との関連よりみたる國債制度 (八)

非生産的に消費されたものであるという命題の結果なのである。この不当性についてはすでに論評を加えておいた。本書、十一ページを参照されたい。

- 1) アダム・スミスの既述の引用箇所(本書、一六四ページ注1)。ネーベニウス、前掲書、六六九ページ。ラウ、財政学、四七四節。國家信用の判断にたいしてとられるおおくの人々の不明瞭なる立場はリカードの次の言葉のうちに明瞭に示めされている。「政府および個人の浪費的経費および公債は一国を貧困化させるものである」(Grundsätze der Volkswirtschaft……, ハウムスタルク訳、二五九ページ)、と。目的(浪費的経費)が非難すべきものであるからこれを達成すべき手段もまた、この目的の内的本質からして必然的に関連しているわけでは全然ないのだが、有罪とされるのである。

この命題は、すでに他の使用に役立っていたものであり、しかも今總体經濟の財貨生産のために利用されようとしている財貨に関しても誤りである。なぜならば總体經濟の財貨を生産することはより合目的に思われるからである(たとえば前述の絹工業の固定資本が服地の生産に利用されるような場合)。この財貨はむしろいまやはじめて目下の状況下でもっとも合目的の使用を発見したのである。この命題はとくに國民經濟の可処分資本から個別經濟に投下されることなく、ただちに總体經濟に投下された財貨に関しても誤りである。これらはまだ決して本来の資本ではなかったし、その資本特性はまさに總体經濟における使用によってはじめてえられるのである。しかし個別經濟に投下した場合には、その価値を新生産物のうちに保持しえたか否かは疑問であらう。

租税と公債とは國民財産の全然別の部分から構成されており、したがって租税は國民經濟の資本を損耗することなく維持し、公債はこれを減少せしめるからして國民經濟の現状および発展にたいして、異種の対立的でさえ

ある作用をもたらすという命題は全く支持しがたいものである。これは本来同種にして分ちがたいものを恣意的に分離した上に構成されているからである。両者とも同様に国民経済の可処分資本から調達される。ただその使用目的のみがこの関連における唯一のいうまでもなく決定的な区分を条件づけるのである。全経済的政策の最高目的、資本の恒常的増大と資本の作用の上昇のためのすべての新生産物のもっとも合目的な投下は後にたちかえて詳述するように公債制度によってもっとも完全に実現される。

いままでわれわれは公債制度の合目的性にたいして向けられてきた、もっとも本質的な非難をとりのぞく仕事をしてきたが、いまやその他の諸点の論評に移ろうとおもう。すなわち、おなじく租税か公債かの問題を決定する場合に考察される諸点、および従来の公債制度を敵視する理論が誤って解明している諸点を論評しよう。

国民経済の一般資本への顧慮はいままでもなく、この決定にあたっての最重要な点である。しかしながら事物の本質からただちに生ずるものなるがゆえに看過しえぬその他の点もある。これは可能な限り、もっとも完全に、総体経済の諸目的を達成することへの顧慮である。これはこのために必要とする手段のただし、かつ時宜にかなうた存在に依存しているのである。

総体経済の通常かつ規則的諸目的、すなわち、個別経済にたいして保護や一般的施設による扶助の永続的サービスをあたえることなどはここではさしあたり問題とはならない。既述のようにこれらのものはまず普通租税で調達しなければならぬからである。しかし臨時的目的およびこれにもなつて生ずる臨時的経費の場合には次の問題がおこる。すなわち、もしこれに必要な資本が租税によって調達された場合と、公債によって調達された場合と、いずれがこれらの目的を達成する上により確実かつ完全であるとおもわれるかという問題がこれである。

この決定はここでは公債制度にのみ有利となりうるであろう。総体経済の臨時的諸目的は大体おおきくかつ一般的である。それゆえこれが実現のためには巨大なる諸資本を必要とする。一般にこれら目的は戦争の勃発の場合とか、あるいはその精力的な継続のために非常な努力が必要な場合のように遅滞は危険を意味するからして緊急をもつものである。したがって非常に巨額の資本が必要であるのみではなく、さらにはまたこれが即刻の調達をも必要とすることになる。

かかる両目的、とくに後者の目的は増税によつては決して達成されえない。租税を完全にただしくかつ合目的に賦課することは不可能なるがゆえに、普通の租税というものはゆつくりとかつおおくの困難をとめないながら徴収しうるからである。これに反し公債発行の場合にはあらゆる面から可処分資本が瞬時にしてあらわれてき、目的が要求するだけのものを自ら提供しうる。¹⁾ 可処分資本の所有者自身の利害はいまやかれらをしてその可処分資本を取りあげ総体経済に捧げるようになりたてる。しかし増税の場合には可処分資本の所有者は可処分資本をかくすようになるのであるが。

- 1) 「納税義務者は不平をいうが、資本家は自らすすんでなそうとする。……租税は諸資本がよく育っていないところからこれ(資本)をとうとうするが……公債は大都會で、資本のよく育ったところからこれをとるのである。……租税が資本をとるのは、資本が一〇、一二、あるいは一三パーセントも失はれてしまうところからであり、公債の場合には資本が四ないし五パーセントしか失はれないところにおいてである」(Jaques Lafite, 下院、一八三〇年十一月二二日、ラウ、財政学、第四七四節よりの引用)。ガニル、Principes, 二五二ページでなつぎのようにいつている。

「他方において労働量を増加することによつてか、あるいは事業をより活動的になすことによつて、納税義務者が戦

争のために租税全体の収入を増加させるにいたつた場合でも、納税義務者はこれを自発的に起こったり、また、定時に、おこなつたりすることはできないであらう。したがつて支払期日の来た自己の租税を一定期限内に支払いえず、戦争の緊急な出費は弁じらるべくもないということになるのである。ネーベニウス、前掲書、二八二ページも参照。

全額の政府入手があまりにもおそいという欠点のほかにもおおがかりな増税の場合にはなおほかの欠点も生ずる。すなわち、租税の徴収事務をおこなっている間、他の部分の追加によつて必要な額に達するまでの一時期多額のもの、すなわち、最初に徴収された額が利用されなままでいるのである。国民経済にたいするかかる損失も公債制度を使用すれば回避されるであらう。そもそも国家信用を適用しうる国々において資本市場と貨幣市場とおおいに拡大されている場合には、利益をうむ使用から予じめ引きぬいておくことを要せず任意の額をいつでも払い込むことは貸手の資本家にとつてなんらの困難もともなわないであらう。

十、高い租税の調達不可能性

もしも租税が承認された課税の諸原則にしたがつて一般的納税義務の尺度によつて全国民から課徴されるならば、非常に高い租税といえども時には全然苦勞なしに調達しうるかもしれない。その他の場合、すなわち、もしそれがこの目的のために創設された新税として、必要な可処分資本額を所有しているかなり富裕な階級に課せられた場合には、まさにこれは利子のつかない強制公債にほかならない。それゆえにこれは暴力的略奪であるか、あるいはこのより多額に課税された階級が一般福祉のために（もちろん同時にかれら自身の富の維持のために）提供する自由意志的贈物にほかならないのである。もし増税がかれらの立憲的協力と同意のもとでおこなわれるならば後者であり、これがない場合には前者である。¹⁾

国民経済との関連よりみたる国債制度(六)

1) かかる過度の租税があらゆる強制公債とおなじく財務行政の破滅的手段に属することについてはすでにのべた。本書、一四六一—一四七ページを参照。有産者階級の側からする巨額な貢納という自由意志的提供の場合でさえ国民経済にとつては公債によって同額を調達するよりも不利益がおおい。この場合には経済的動機が欠けているので、ただ可処分資本のみが引きわたされるのであり流動資本は引きわたさず、それゆえに生産の弱化をもたらさないことにはしてはなんらの保証もないからである。もちろんかかる「愛国的提供」はこれに必要な興奮がなければ時によつては強制になり、すくなくとも道德的強要によつて遂行されるということは避けられないであろう。

かれらが自身の経済を直接に悪くすることなしにすましよう何物をももっていないので、これを提供することが不可能であるという尤もな理由からおおくの納税義務者たちは増税の支払いに反抗するであろう。ここからのさしあたりの結果は国家をして資本の課徴を必要たらしめた目的の延期であり、おそらくは全き失敗である。つづいての結末は国民の全階級の経済的没落とそれにとまなう、国民経済の平和的運行のためのおおくの欠陥からする国内における政治的不満の発生である。¹⁾

1) バウムスタルク、前掲書、七九〇ページ以下参照。ここではかかる点にかんする個々の考慮について相当程度論ぜられてゐる。ゲンナー、前掲書、九八ページ以下。ネーペニウス、前掲書、六六二ページ。ベルノウリ、前掲書、六ページ以下。Ueber den Staatscredit, von einem russ. Staatsmanne, 十一ページ以下参照。

しかしもし政府が必要額を(一般にそうであるように)強制的に納税義務者からとりたてるための力と手段をもっているならば、納税義務者には必要額を既存の可処分資本をもっている他の人から借りる以外に道はないのである。したがって再三信用が助けなければならぬことになる。これは現今非常に不完全かつまた間違つた方

法でなされている。あまり財産のない階級の私信用によつては、とくに營業者である中産者層の私信用によつては総額の一小部分づつの形でしか集まらない。この額は國家が自分の信用によつて一度に容易に手にしうるものである。かくて成果はちいさなものととなるとともに納税者の負担は倍加するのである。¹⁾

1) ガイル、Principes, 一五一ページ。「そこでこれらは借入によつて弁せざるをえないのであるが、貸手がいつでも見つかるとはきまつていない。そしてたとひ貸手がみつかったとしても借入利率はどの位であろうか？ 借手相互の競争のためにその利率は非常に高くつりあげられるであろうから、その利益はおそらく利子を支払うに足りぬものとなるであろう」。ゲンナー、前掲書、九九ページ。

私信用は必然的に國家信用よりも格段とちいさいので、通常私人は國家よりもより、高い利子を支払わなければならぬ。なぜならば私人の全資産は一般にこれらの營業に投下されているのでかれらが受けとる諸資本もまたこの營業に使われる。かくて諸資本はより大なる損失の危険のゆえに通常かなり高い保険料を支払うことになるのである。したがつて他の借受人、そしてもし國家がその信用を適當に整理しているならば、とくに國家——この場合にはかかる保険料はほとんど存在しない——よりもより高い利子率でもつてのみ借りうるのである。かかる損失の危険とこれにともなう利子率は非常時および危機時のもとでは一層上昇する。かかる時勢は普通かかるなりおおきな國家の入用を呼びおこし生じさせるものである。

かかる事情のもとでの不可避的なもうひとつの状況もまた、必然的にここで出現したおおくの私的債權にたいし、利子率の引上の作用をするにちがいない。その事情とは資本を求めているおおくの納税者自体がひきおこすかもしれない激烈なる競争である。國債の起債にあつては國家は唯一の需要者としておおくの資本所有者と対

国民経済との関連よりみたる国債制度 (六)

時するのであるが、個別経済の経営資本を弱める課税の場合には、非常に多数の個別経済が需要者として比較的少数の資本貸付人と対峙する状態にある。もっとも単純なる競争の諸原則によればこれは次のごとき結果をうまざるをえなくなるかもしれない。すなわち、個別経済は国家よりもずっと不利な諸条件を呑むことをよぎなくされ、しかもかれらには国家が資本貸付人に作用しうるような有効な作用手段は使いえないのである。かれらはむしろ入用の圧力によって資本家たちにはほとんど無意志的に身をまかせるようになるかもしれないであろう。

過度な増税のもとでは個人が租税を自分の私信用によって調達するケースは一見したよりも頻繁におこるであろう。そのために必要とされる金額がそう法外でない場合にもまたおなじである。もちろんまさに取りさらるべき租税のために貨幣を直接借りるのではない。しかし租税が個別経済の資本を侵害した穴を再びふさぐために借りるのである。高度に発展している国民経済のもとの非常に錯綜した流通は、これを現実生活においてあまり精確には認識させない。とくにしばしばこれは経営資本においてできた穴をふさぐために利用される部分的に非自発的な信用供与であるからである。これはとくに商業流通における支払給付の遅延によってひきおこされる。たしかにこの場合販売者はある程度の利子が含まれているより高い価格でこれを償なおうとするであろう。しかしこの場合国民経済全般にとっては資本の取りざりは何物によっても償われないのである。たとえ個々の場合に誰かに損失を被むらしめうるとしても国民経済の流動資本は減少したままである。

過重負担の納税義務者たちが可処分資本をもつ私的貸付人を発見した場合でさえ、これは前述したところから臨時的な国家需要充足のためのかれらにとってより高くつく方法にもとづいていることになるであろう。もし国家自身がおなじ資本を自己の信用にもとづいて取得した場合には、かれらはよりすくない利子額しか取りさられない

いのである。しかもこれはかれらにとっておこりうるもつとも好運なケースである。かれらがとられた経営資本のための代替をかれらがどうしても発見しえなかったという事態はむしろ充分おこりえただろうし、また充分おこったかもしれない。かくして租税制度優先の本来の国民経済的欠陥がまさに始めて白日のもとにさらされるにいたるのである。これはいうまでもなく大体の人々にみとめられたものであり、またそれゆえに公債制度によって現時点では負担しがたい負荷をかなりの長期に分けて負担させ、国家の臨時的諸目的のために必要な諸資本をつねに欠陥のもつともすくない所から取ることを公債制度の主たる長所として妥当させるであらう(ネーベニウス¹⁾)。

1) ネーベニウス、前掲書、六六二ページにつきのように記るされている。「おおくの点で勞苦をとめない、ゆつくりとしており、しかもおおくの人々にとつて大なる損失なしにはおこりえないものこそは、公的、自由、意志的公債によつてすみやかに実現される。公債制度は自由競争をとおして資本をもつとも手近な方法で損失がもつともすくなくすむところから調達するのである。

かくて公債制度はこの点においてもまた租税制度よりずっとすぐれていることがわかるであらう。

これと公債制度が租税制度より優越しているもうひとつの点とが密接に関連している。すなわち公債制度が租税徴の一様性にたいしすぐれた作用をもつことがこれである。緊急なる国家入用の増税による調達制度はいわば多数の個別経済が全く法外な負担を課せられる点にその欠陥があるばかりでなく、かかる租税負担が往々にまた突然に非常におおきく変わるといふもうひとつの欠陥をもっているのである。一大緊急時には租税負担は異常に上昇し、緊急事態の終つた時には再びこれは異常に減少するであらう。取られる租税額の急激かつ予見しえ

国民経済との関連よりみたる国債制度 (A)

ざる変動は、個別経済にたいして租税額そのものよりもっと破壊的な作用をもつのである。

公債制度はかかる悪い状態にたいしてもまた適切な援助の手をさし、これによって個別経済のできる限りの同等なる統行が維持されることになるのである。なんとなれば公債制度は突然に生じた入用増加にあたり、これらの流動資本を蠶食せず、むしろたぶん生産増加でもって充足しうるような負担部分のみをかれらに直接に課徴することになる。公債制度は個別経済の継続にたいするそれぞれの不必要なる障害をさけるのみならず、個別経済にたいしより一層の発展の推進力と可能性さえもあたえるのである。しかして公債制度は増大する国家入用がなくなってしまう後にもまた、適度に増加された租税の継続的徴収を必要とさせるから、公債制度は個別経済をして高められた入用によって達成された増産の段階に維持せしめ、個別経済が労働エネルギーのよりすくない状態〔勤勞意欲の減退状態〕に後退することをさまたげるのである。¹⁾

- 1) ネーベニウス、前掲書、六六三ページ。「このようにして国家は——公債によって——資本を納税者に返済せずに資本自身に返すことによつてすぐれたサービスをなす。国家は、資本を労働に近づけるのである。……Laffitte, ロック、前掲書、四三五ページより。

われわれは前諸章において以上のもの以外の長所についてすでに言及しておいた。¹⁾ すなわち、これら長所は、総体経済が臨時の入用にあたり信用の使用によつて、最少限の障害をもつてその同等なる継続をなし、またそももかかる状況下において容易に混乱におちいりやすい国家家計に秩序をもたらすということからうまれるものである。

- 1) 本書、一二五ページおよび一三八ページ参照。「国家信用制度は必然的に財務行政の全部門において秩序をもたらす

とくにおおくの著作家たちが資本に關する、ただしからざる、觀念にもとづいて、という理由から、ここにあげた増税による課徴と国債の起債とのおおきな差異はかれらに無視されたか、あるいは輕視されたところである。これはとくにリカードの見解に明瞭にあらわれている。彼はここでもいつもとおなじ聡明なる抽象におちいつている。彼にとっては国家が納税義務者からただちに全資本を課徴するか、あるいは資本利子のみを取りたてるか、一般にそう重要なこととおもえなかつたのである。なぜならば「五〇〇ポンドの所得を生ずる一〇、〇〇〇ポンドを所有して、その中から年々負債利子一〇〇ポンドを支払わねばならぬ人は、実は八、〇〇〇ポンドの資産を有するにすぎないのであって、引続き年に一〇〇ポンドを支払っても、或は一時に一回限り二、〇〇〇ポンドを犠牲にしてもその貧富は変らぬであろう」からである。かかる見解にあつてはまさにただ資本の抽象的支払額のみが考慮されているにすぎない。われわれは資本に關するかかる見解の誤謬性について当該諸章ですでにくわしく敷衍した。それゆえここでは当該箇所、本書三三ページ以下を参照するにとどめたいとおもう。

1) リカード、前掲書、バウムスタルク訳、二六一ページ。

十一、節約の促進

にもかかわらずリカードはここになおひとつの差異のあること、すなわち、国家に引きわたされた資本を再びあつめることに關しての差異があることを見おとさなかつた。そしてその結果彼は他のおおくの人々とおなじように問題をつぎのように定式化した。すなわち、節約(資本集収)は、租税の課徴あるいは公債の起債いづれによつて、よりつよく促進されるであろうか、と。この問題もまた公債制度に有利な解答しかなしえないであろう。

國民經濟との関連よりみたる国債制度 (六)

すべての人々、したがって有業階級に一樣に課徴される非常、高い租税はかれらの資本を侵害するか、あるいはかれらをして高い利子を払って資本を借入れねばならなくさせるであろう。これによっておおくの人々の所得はきわだつて減少し、これとの関連から勤勞意慾、すなわち、経済的エネルギーは非常に弛緩してしまい、節約と新資本形成への、一方においては可能性、他方においては刺激とが失われてしまふであろう。

これに反し個人の経営資本を弱化させない適度の増税の場合には、節約への衝動はよりつよくはたらく。というのはその目標を達成すべき可能性があるとおもわれるからである。同時にその可処分資本を公債として国家に引きわたした人々は、よけいに働いたり、また消費を減少させることによってこれを再び集めようときわめて熱心にとめるであろう。

かくて適度の増税の場合には必要とみとめられる生計に生じた穴を再び充足するための一般的努力を強力に刺激し、その目的を達成するであろう。非常に高い租税の場合にはその努力は中止され、その代りに運命への希望なき忍従があらわれる。¹⁾

- 1) リカード、前掲書、二六〇ページはこれと反対の見解である。「仮りに一戦争の経費が一年四千万ポンドであつて、ある人のこの年額経費に貢献しなければならぬ担当分は一〇〇ポンドであつたとすれば、一時にその割前を求められた場合には、この人は速かにその所得から一〇〇ポンドを節約することに努めるであろう。然るに起債の方法によれば彼はわずかにこの一〇〇ポンドの利子、すなわち、一年五ポンドの支払を求められるにとどまり、その支払から五ポンドを節約すれば、それで充分なものと考へて、さて自己の富有は以前に変らぬものであるという安心をもつて自らを欺くのである」。ここでわれわれは具体的実施可能性を顧慮しない抽象的教計算に再びでくわすのである。五ポ

ンドは節約しうるだろうし、それゆえ節約されるだろう。しかし一〇〇ポンドのときはどうであろうか。おなじ見解をマカロックはスミスのマカロック版へのノート、六一四ページで採っている。

いうまでもなくこの場合にはおおくの人々にとって国債の形での賦課のおおいなる魅力は資本をそもそも蓄積しようとするおおきなる誘因である、ということをおぼえてはならないであろう。本書、一二三ページ参照¹⁾。

- 1) 「長期公債がどれほどの有利さをもつて、投下すべき資金をもつていた資本家たちをそのかし、この投下を望んでいた経済にかくもつよい刺戟をあたえたかという次第が、ここからかがわれるのである」。ガニル、Principes、二五七ページ、二六〇ページ。

従来通常であった見解、すなわち、公債によって一時的に過重なる負担を長期間に分割し、これによって負担の全部あるいは一部を将来の世代に移すという見解に対してJ・S・ミルは彼自身一部採用しているある最近のイギリス著作家の偏った見解を開陳している。チャーマーズ博士(Dr. Chalmers)はいわばつぎのように主張しているのである。すなわち、公債の場合にも全犠牲は、当世代の負担となる。租税の場合とおなじく全資本額がその年内に調達されねばならぬからである、と。かかる資本は生産に充当された基金から取りさられるにちがいないであろう。しかも資本は固定的に投下された資本からは取りえないので、完全に労働者への支払に充当される基金より取られることになるにちがいない。かくて公債によってすべての難儀は労働者階級の上に転嫁される。租税の場合には消費に充当された基金から消費を制限することによって調達されるから、富裕なる階級に難儀がかかるのである¹⁾。

- 1) J・S・ミル、ゼートンズ訳、Grundsätze der politischen Oekonomie、九五ページ。本書前半で利用したミルの

国民経済との関連よりみたる国債制度 (八)

英語の原本はもはや利用できないので、ここからはこれを独訳によって引用しなければならぬことになる。——上述箇所におけるチャーマーズとミルの見解とにおいて従来フランス社会主義者たちのものとでのみみられたようなある思考方向のきわだつてするどい出現はわれわれにはもつとも意味ふかい時代の標識とおもわれる。本書、一一一ページにあげたイギリスの著作家モリソンもまた全く類似の立場をとつた。冷静な推理と論理的鋭利さというイギリスの国民的地盤を見失うことなしに、彼は労働者問題のもつ高度の重要性を認識し、これを彼の考察の出発点にしているからである。

この見解の前半、すなわち、公債の場合にもまた全資本額が当年内に調達されねばならぬという見解は、すでに本書、一〇一ページで一言したし、また後に詳論するように無条件的に正当である。しかしこの見解の後半は全く不当なものである。ミル自身、公債によって取りあげられた資本が、もししからずんば国内の生産的産業に使われたであろう場合のみにその正当性を限定し、しかもこれにくわえて、しかし大体の公債はあたらしい蓄積あるいは外国資本から形成されるだろうことを付加することによって、かたくなな主張の出ばなを折つてしまった。しかしミルがただしとみとめた場合でさえも、この結論を引きだすことはゆるぎないであろう。この結論は真の事実を全く誤認していることにもとづいてるのである。それは他の財貨に転化することなしに国家によって取られた資本がすぐに無になってしまう場合にのみただし結論であろう。しかし国家はその目的に合致した財貨の調達のためにのみ資本を取るのだから国家はこれによってその生産をよびおこし、それゆえ課徴した資本の大部分を労賃としてふたたび支出するのである。かくて労働者階級にたいする特別の損失は全然入りこまないであろう。むしろおおくの場合かれらにある利益さえもつくりだす。国家の諸目的が主として労働者

への大需要をつくりだし、したがって共同の手仕事の賃金上昇に作用する限り。¹⁾

1) 資本が貨幣形態で蓄積され、貸出され、そして国家に移転する事情はかかる誤った見解にもとづいているようにおもわれる。経済過程のすべての考察にあたって、真の事態を把握し、事物の本質に突入するためにはつねに貨幣をこえて考えねばならないことは、充分に注意されえないことがおこった。ここでもおなじ状況である。既存の諸資本、すなわち、転換過程にある財貨はいずれにしても更に変形され、あたらしい財貨に姿をかえる。既存の諸資本は（購入手段であった）貨幣額の個人から国家への移転の結果としてのみ、いまや総体経済が使用する他種の財貨に転化する。したがってこれらは個人のための直接享受財には転化しない。しかももしかかる穴を増産でうめることをしないならば、一般財貨享受は減少するであろう。ここから生ずる難儀は同時に財貨のすべての消費者、したがって全国民に一樣に負いかかり、決して労働者階級のみにかかるのではない。なんとなければいかなる変形がおこったにせよ、そのため手仕事は促進されるからである。

公債制度の欠点としてさらに次の事が主張されている。すなわち、公債制度による資本獲得の容易さは、中央政府をして資本を非生産的消費の形で軽率なる使用にかりたてる、しかるに租税課徴の困難さはこれと反対の作用をなすというのである。国民もまた公債制度によつては、この負担が感ぜられないので、望ましいほどには戦争をきらわらないであろう、と。

1) ラウ、財政学、四八四節、三につきのようになっている。「信用はそれを使用するための試みをひきおこす。おおくの政府はこの刺戟には抗しえなかつた。そして余分な、あるいは不必要でさえある経費支出のために債務をつつたのである」。——おなじくゲンナー、前掲書、一〇五ページ。ロツツ、前掲書、四四〇ページ。スマス、前掲書、第四編、四一三ページ。

国民経済との関連よりみたる国債制度 (六)

国民経済との関連よりみたる国債制度 (A)

かかる非難は本来公債制度の本質に妥当するものではなく、政府権力が欠点だらけに組織されており、その任務を意図的にか、あるいは意図的ではなく誤解したり、あるいはその任務を遂行しようとしないう結果なのである。それ自身よきしかもほめらるべき事物の誤った使用はまさにいたるところでありがちなことである。租税制度のみに完全に制限したとしても、国民がその物的手段のおおきな誤用を防ぎえないことは、ナポレオン一世が立派に証明した¹⁾。それゆえここに公債制度の欠点があることをみとめることはできないであろう。この場合国家権力のための手段調達制度の変更が必要なのではなく、むしろその手段使用のもとづく国家権力自体、政治的権力体系こそが改善されねばならないのである。

- 1) 信用体系にたいするナポレオン一世の断乎たる拒否は有名である。たとえばマルフス、前掲書、三八九ページに掲載されている、一八一〇年二月二九日付の勅令参照。臨時入用充足のために彼はこれをもっとも誅求的と考えられる租税制度によっておきかえようとしたのである。平時においては高くなかったかもしれない大量の多種多様の租税を創設しなければならなかったのである。この場合には単純に「税率を上昇さす」ことによって緊急時にあたり国庫のそれぞれの入用にたいし充分になつたかもしれない。

いずれにしても公債制度の下では（租税制度と比較して）公金の合目的ではない使用や浪費、あるいは着服がしのび込みうるとはいえ、かなりおおきな欠点は資本の合目的的使用によってあたえられる長所によつてつくなわれてあまりある。借入資本の軽率なる使用という危険もまた、つぎの方法をとることによつて有効な対抗手段をもつことになるであろう。すなわち、納税を喪失とみなしておりそれがどう使用されるかについてはその心をわずらわされない純粋な租税制度の場合よりも、国家信制度の下ではもっとも影響力ある階級、すなわち、資

本貸付者たちという形で国民は前貸された金額の使用方法についてずっとおおくの関心をもち、それゆえ政府の措置を観察し、公債収入額の好ましからざる使用をかれらの政治的圧力の貫徹によってずっとよく阻止しようとするのである¹⁾。

1) 本書、一三八ページ参照。

公債制度の利点はこの制度によって国民の大多数の関心が既存秩序の安定した存続に結びついている事、それゆえある程度自動的であり、自らを強くしこれによって中央政府の財政的資源を増大させること、と密接に関連している。これに反し高い諸租税は扇動的作用がある。既存の政府あるいはすくなくともその直接の政策にたいする敵対感情をうみだすのである。ここに反抗、政府収入の減少、とくに在来の方法による政府収入の拡大の不可能性が生れる。この状態は資本の非合目的引きわたしの結果であつた流通における阻害をも増大し、一般的不幸をなだれのようにひきおこすのである。

ここでは直接的國家目的の達成に関してのみならず、國民經濟に直接的好影響をおよぼす点に關してもまた公債制度は有利である。既述のように社會秩序や靜かな、しかも安全なる流通状態というものの重要性は、總體經濟を不可避的に必須としてゐるものである。増税制度をとるかあるいは國債制度をとるかの單純なる選擇によつて、いまや政府はかかる主目的を本質的に挫折させることもできるし、あるいは促進させることもできるわけである。